

新富町一般不妊治療費助成事業



新富町では、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを行うために、一般不妊治療を受けられた夫婦に対して治療費の助成を行います。

1 治療対象

不妊治療検査・一般不妊治療・人工授精

2 助成対象者

①夫婦のいずれかが1年以上本町に在住

(注意) 新富町へ転入した方は、転入後1年以上経過した日以降に行った治療費が助成対象

②婚姻の届け出をし、引き続き婚姻関係にある夫婦または事実婚関係にある方

③不妊治療が必要と診断されている方

④医療保険各法の被保険者・被扶養者

⑤町税、住宅使用料、保育料、水道使用料及び奨学資金貸付料等を滞納していない方

⑥他市町村との重複申請をしていない方

⑦治療開始日の妻の年齢が43歳未満の方

3 助成内容

夫婦1組に対し、一般不妊治療に係る自己負担分の1/2

4 助成上限

10万円

5 助成期間

治療開始した日（医師診断）から24ヶ月

※本町に転入された方は、転入1年後以降の治療が対象となりますのでご注意ください。

6 申請期間

治療開始から助成期間終了後1年未満まで

7 必要書類

①新富町一般不妊治療費助成金給付申請書（本人記入）

②新富町一般不妊治療費等に係る証明書（太枠内は本人記入、それ以外は病院記入）

③新富町一般不妊治療費等助成事業受診等証明書（病院記入）

④領収書（原本）

⑤同意書（本人記入）

⑥申立書（事実婚関係にある方のみ）

⑦高額療養費の限度額認定証の写し又は高額療養費決定通知書

8 申請場所・お問い合わせ先

新富町役場 いきいき健康課 保健予防係（☎0983-33-6059）